

別表（第2条関係）

補助事業名	県内スポーツ施設ユニバーサルデザイン状況見える化支援事業
補助事業の目的	県内スポーツ施設のユニバーサルデザイン状況に関するバーチャル案内データを作成し、広く発信することにより、障害者がスポーツ施設の利用に際して抱く不安を解消し、県内スポーツ施設の利用機会の拡大を図る
補助事業の対象となる者	市町、県内に所在するスポーツ施設の管理・運営を行う者
補助事業の対象となる経費	県内スポーツ施設のユニバーサルデザイン状況に関するバーチャル案内データの作成に要する経費のうち知事が必要と認めるもの
補助率	2分の1
補助金額	1施設につき上限100千円（ただし、1,000円未満切捨て）
適用除外する条項	
その他の事項	作成したバーチャル案内データについては、対象スポーツ施設の新規利用の拡大を目的として、県において一元化し広く情報発信するため、県に共有すること。

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <p>1 県内スポーツ施設ユニバーサルデザイン状況見える化支援事業補助金所要額調書(別紙1)</p> <p>2 県内スポーツ施設ユニバーサルデザイン状況見える化支援事業計画書(別紙2)</p> <p>3 その他必要と認める書類</p> <p>(指定期日) 別に定める日</p>
第 7 条 第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更) 配分された補助対象経費相互間における少ない方の額の20%以内の変更</p> <p>(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で事業の細部を変更する場合</p> <p>(添付書類) 第3条に準じる</p> <p>(指定期日) 必要の生じた日から20日以内(令和9年3月31日を限度)</p>
第 9 条 第 1 項	<p>(報告事項等) 必要があるときは別途通知する</p>
第 1 1 条	<p>(添付書類)</p> <p>1 県内スポーツ施設ユニバーサルデザイン状況見える化支援事業補助金精算書(別紙3)</p> <p>2 県内スポーツ施設ユニバーサルデザイン状況見える化支援事業実績報告書(別紙4)</p> <p>3 その他必要と認める書類</p> <p>(指定期日) 事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は令和9年4月20日のいずれか早い日</p>
第 1 9 条 第 1 項	<p>(処分制限期間) 平成20年厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間に準ずる</p>